

議 事 日 程 (平成29年9月21日第2日)

- 日程第1 会議録署名者決定
- 日程第2 一般質問
- 日程第3 委員会報告
- 日程第4 議 第33号 訴えの提起について
- 日程第5 議 第34号 安八町空家等の適正管理に関する条例制定について
- 日程第6 議 第35号 安八町個人情報保護条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第7 議 第36号 安八町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第8 議 第37号 平成29年度安八郡安八町一般会計補正予算(第2号)
- 日程第9 議 第38号 平成29年度安八郡安八町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
- 日程第10 議 第39号 平成29年度安八郡安八町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
- 日程第11 認定第1号 平成28年度安八郡安八町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第12 認定第2号 平成28年度安八郡安八町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第13 認定第3号 平成28年度安八郡安八町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第14 認定第4号 平成28年度安八郡安八町水道事業会計決算の認定について
- 日程第15 認定第5号 平成28年度安八郡安八町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第16 議 第40号 結小学校エレベーター設置工事の請負契約について
- 日程第17 議 第41号 水道管理棟兼配水ポンプ場新設工事の請負契約について
- 日程第18 議 第42号
意見書第1号 道路整備事業に係る補助率等の嵩上げ措置の継続を求める意見書について

1、本日の議長及び出席議員は次のとおりである。

議長 山中 美恵子

○出席議員（10名）

1番	西松 幸子	2番	碓井 昭夫	3番	西松 巖
4番	安井 忠	5番	小川 文雄	6番	大平 文雄
7番	岩田 譲治	8番	古澤 榮一	9番	山中 美恵子
10番	渡邊 明博				

○欠席議員（なし）

1、地方自治法第121条第1項の規定により議場に出席した者は次のとおりである。

町 長	堀 正	副 町 長	岡田 武史
教 育 長	渡邊 均	危機管理調整監	臼井 宏孝
建設調整監	橋本 典和	総務課長	坂 優
企画調整課長	大平 共美	会計管理者兼 税務課長	堀 芳弘
住民環境課長	吉村 等	福祉課長	坂 和由
建設課長兼 SIC建設推進室長	岡田 立	産業振興課長	西松 博美
生涯学習課長	安井 孝行	学校教育課長	河合 一

1、本日の職務のために出席した者の氏名は次のとおりである。

議会事務局長	山田 靖	書 記	定益 直子
書 記	土岐 寿徳		

(開議時間 午前10時00分)

議長 皆さん、改めましておはようございます。

台風18号、日本列島を縦断していきましたが、こちら辺はまあまあ被害が少なかったということを思っております。

きょうは何かとお忙しい中、傍聴の方、大変御苦労さまでございます。

それでは、平成29年第3回安八町議会定例会2日目を開催いたします。よろしく申し上げます。

ただいまの出席議員は10名であります。したがって、定足数に達しておりますので、ただいまから平成29年第3回安八町議会定例会2日目の会議を開会いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

議長 日程第1、会議録署名者決定について、私から指名をいたします。

本日の会議録署名者は、8番 古澤榮一君、10番 渡邊明博君を指名いたします。お願いいたします。

議長 日程第2、一般質問を行います。

質問通告により、発言を許します。

質問の発言をされる方をお願いをいたします。再質問は2回までといたしますので、よろしくをお願いをいたします。

それでは始めます。

6番 大平文雄君。

6番 皆さん、おはようございます。

きょうも多くの方、傍聴にお越しいただきましてありがとうございます。

きょうは7名の質問者がお見えになるようでございます。私を含めて7名でございます。議会の活性化のためには本当に結構なことだと思っております。よろしく申し上げます。

まず、トップバッターとして、私のほうから、事前通告に基づきまして御質問させていただきます。

質問事項といたしましては、いわゆる、皆さん御存じのように、空き家問題の解消に向けた抜本的な施策はどうなっているかということで、今後どう

いうふうにしていくかということについて御質問させていただきます。

質問の要旨をお手元の原稿に従いまして朗読させていただきます。

2015年5月26日、空家対策特別措置法（以下、特措法）が施行されました。

人口減少を背景にふえ続ける空き家は、さまざまな問題を地域に巻き起こしております。適切に管理されないため、火災の原因になることがあるほか、地震の際に壊れて道を塞ぐ危険性もあります。また、犯罪に使われるケースも出ており、大麻等を栽培していた、こういう例がよその自治体で発生しております。

この特措法といいますのは、倒壊のおそれや景観を著しく損なう空き家を特定空き家と定義づけ、市町村の空き家対策に法的な根拠を与えたものでございます。もともとこの特措法では市町村が行う施策までは定めていませんが、特定空き家に対しては、所有者に対して除去や修繕を指導、勧告、命令ができるようにしており、命令に従わない場合は強制執行もできることとなっております。

総務省の調査によれば、2013年の空き家（別荘、売却用の住宅を除く）は318万戸というふうに言われております。野村総合研究所は、2033年、2013年から20年後ですけれども、780万戸になると予想しております。

さて、安八町も2015年に空き家の実態調査を行っていただきましたが、空き家は171戸、続きの家がありましてもそこは1戸として数えると171戸、そのうち特定空き家に該当するものとしては74戸というふうに聞いております。

また、安八町空き家対策計画も策定されまして、2016年11月には安八町空き家対策協議会を設置し、さらに現在では空き家相談会も定期的で開催されております。

しかしながら、空き家の対策は今後増加の一途をたどり、空き家に対して早急な施策を講じることは喫緊の課題となります。

そこで、課題の解消のためには、2つ上げさせていただきましたが、まず1つといたしまして、特措法施行を契機に、空き家増税が空き家放置の抑止力になる可能性があります。

すなわち、通常、空き家も固定資産税の住宅用特例が適用され、納税額は6分の1（200平方メートル以下の場合）で済むため、売却するメリットがありませんでした。しかし、特措法を適用すれば、空き家の所有者に対して

指導、勧告を出して、固定資産税の優遇特例を解除する施策も可能となっています。

2番目といたしまして、空き家売買の市町村介入ができる可能性が出てきました。来年に予定されております通常国会で、都市再生特別措置法を一部改正して新制度を設ける予定になっておるようでございます。

従来、市町村は情報を集める機能はありましたが、スピード感に欠けており、国はてこ入れが必要と考えた、そういうところからこの都市再生特別措置法の一部改正が出てくるというふうに判断しております。

すなわち市町村に専用の窓口を設け、空き家と空き地を事実上仲介する仕組みと権限を整備する予定でございます。

市町村には、空き家バンクを設立し、情報を公開している自治体は数多くありますが、空き家を売買したい人だけが利用しており、放置されている空き家の問題解消につながっていないのが実情でございます。

現状の空き家問題の解消策については、前に述べましたように、自治体独自の施策が必要となってきます。課題解消について、1と2を考えてみましたが、何よりも早急に政府の方針、方向性に沿って、問題の解決に向けて我が安八町も取り組む必要があると痛感しております。

そこで、現時点における空き家問題の解消に向けた施策を、ここであえて言いますが、町を代表して総務課長に御答弁をお願いします。以上でございます。

議 長 総務課長 坂優君。

総務課長 大平議員の御質問に対しまして御回答をさせていただきます。

空家対策特別措置法の施行に伴い、町では平成27年度空き家の実態調査を行いました。この調査で空き家等の可能性が高いと判断した箇所数が171件、建物棟数で244棟でございました。

さらに、その発生要因や所有者が抱える問題や今後の利用の意向などを把握することを目的といたしましてアンケート調査も実施いたしました。

この結果を踏まえながら、平成28年度、空き家等対策計画を策定いたしました。空き家等対策の基本的な考え方といたしまして、①利用中の建物等の場合は、空き家等の発生を抑制する予防策、②空き家となって間もない場合は、発生した空き家等の維持管理や利活用、③管理不全な状態となった場合

は、管理不全な空き家等を解消する対策を行うことを重点とすることといたしました。

本年度、3つの取り組みを行っております。

1点目、空き家相談会を8月に第1回として実施いたしました。相談会には5件の相談を受けました。その後も電話にて3件の相談を受けておるところでございます。相談を通じまして、空き家それぞれに特有の問題があり、空き家問題の難しさを痛感するとともに、それぞれに沿った対応が必要であると感ずるものでございました。年明けには第2回の相談会を計画しておりますが、今後も相談会を定期的に行い、個々の生の情報を得ることに努めてまいります。

2点目、空き家等の適正管理に関する条例を本9月議会に上程させていただきました。上程いたしました条例は、空き家特措法と同様に、町民等の生命、身体及び財産の保護並びに生活環境の保全を図ることを目的といたしまして、空き家特措法が示しております基本方針に則した町の運用ルールを条例として定めるものでございます。

条例では、所有者等は空き家が管理不全な状態にならないよう、常に適正な管理をしなければならないと所有者等の責務を明確にしております。管理が不全な特定空き家等に対しましては、助言または指導、勧告、命令、代執行など、町が行う措置の手順を定めまして、特定空き家等の除去を図ろうとするものでございます。

この措置の中の勧告が行われますと、議員が①で述べられましたように、地方税法第349条の3の2第1項等の規定に基づきまして、当該特定空き家等に係る敷地につきまして、固定資産税の住宅用地特例の対象から除外されることとなります。

3点目、空き家等対策計画に基づいた具体的な施策を空き家対策協議会で検討を進めているところです。

空き家等対策計画で行ったアンケート調査の結果では、町内の空き家の特色といたしまして、売却や貸し出し、解体を望む所有者が多く、空き家となつてからの経年数も比較的短いという結果が得られました。

この結果を受け、冒頭で述べました空き家等対策計画の3つの重点のうち最重点となるのは、発生した空き家等の維持管理と利活用であると考えます。

そのため、放置による劣化や周辺環境への悪影響が深刻化する前に、状態を見きわめた上で、売却や貸し出しといった利用方策を検討しまして、特定空き家等にさせないことが必要と考えます。

発生した空き家等の売却や貸し出しといった利活用については、議員が②で述べられた空き家バンクの設置が必要と考えます。議員御指摘のように、既の実施している市町村において、空き家等の解消につながっていないのが実情のようでございますが、しかしながら空き家等の対策に向けての必需品と考えております。空き家等の実態調査で把握している空き家等のデータベースを含め、今後、国や県から新たな施策が展開される上での基礎資料となるものと考えますので、空き家バンクの設置を進めてまいりたいと考えます。

次に、発生した空き家等の維持管理については、所有者自身による維持管理が困難な場合には、所有者のみならず、自治体や民間・福祉機関との協力が不可欠となります。そのため、所有者以外で維持管理が行えるような体制の整備や維持管理業務を代行する民間や福祉機関の誘致活用を図ること等が必要でございます。

さらに、劣化が深刻で市場性がなく、周辺環境へ悪影響を及ぼすものについては、除去についても検討する必要がございます。

これらは、空き家等対策計画で策定いたしましたさまざまな施策の一部であります。安八町にとって最も効率的な施策を実施できるよう進めてまいります。

また、空き家等の対策は、市町村のみならず、国及び県も新たな対策を進めております。それらの情報を収集いたしまして、それぞれの施策について普及を図るとともに、より効果的に行えるよう、町の施策をあわせながら進めてまいります。

以上、大平議員の質問に対する答弁とさせていただきます。

〔6番議員挙手〕

議長 大平文雄君。

6番 ありがとうございます。

再質問はしませんけれども、一言だけ申し上げておきます。

最後に安八町を代表して総務課長にという、あえてそういう言葉を入れさせていただきました。この空き家対策は、安八町空き家対策計画にも書いて

ありますように、ただ窓口が総務課になっているだけという、そういうふう
に捉えていただきたいと思います。総務課、あるいはそれぞれの分野で、い
わゆる福祉課、企画調整、それから住民環境課、建設課、産業振興課といろ
いろなセクション、横のつながりをしっかりときめ細かく、携えてやってい
ただきたいと思います。

ただ、この空き家対策というのは小手先でできる問題ではございません。
私の希望としては、それなりのものを、例えば来年度からポストに置いて、
この空き家対策を専門にやっていただける、そういうような人を育て、設置
していただきたいと思います。

幸いなことに、空き家対策計画の策定というのは、安八町でされておりま
すけれども、これは29年5月1日現在で、岐阜県の42市町村の中で5市町村
なんです。その中に安八町が入っていると。空き家対策協議会の設置とい
うことも、これも5月1日現在で9市町村でございますが、ここにも安八町
が入っていただいておりますということで、逆に言うと出足は順調であると、策
定とか協議会とかいろいろなものも順調に進んでいるということで、これか
らが本当に手がける問題となってくると思っております。

私もこの質問をするために、7月に養老町へ行ってきました。養老町は12
月に空き家バンクを設立するという、そういうあれは6月の定例議会で町長
が表明してみえます。だから、その空き家バンクについて、養老町へ7月に
行ってきました。

ただ、今回の質問の中で空き家バンクについては詳しく述べておりませ
ん。なぜかという、現状、空き家バンクが稼働していないと、設立しても稼働
していないというのが現実です。先ほど総務課長が言われたように、空き家
バンクというのは、1つの自治体で、安八町のホームページで登録者だけを
載つけて、それでもってこの空き家対策が進んでいく、ホームページを誰が
のぞくかという、そういう妙な問題も出てきます。国、県、それから一般の
市町村、そういう横の連携をとって、広域な形でもって空き家バンクという
ものを進めていただきたいと思います。

この11日でしたか、岐阜市でも空き家が火事になって隣のうちへ燃え移っ
た、そういうようなこともあります。そういういろんな面から空き家の解消
につけて、税法上の問題は二の次でございますけれども、最終的にはそうい

うような問題が出てきます。それにはなかなか抵抗感がありますけれども、そういうようなことで、特措法ができた段階でこういうような質問をさせていただきました。答弁は要りません。ありがとうございました。

議長 御苦労さんでした。

次に行きます。

7番 岩田讓治君。

7番 どうも皆さん、おはようございます。

きょうも6月に引き続いて大変多くの方に御来場いただきまして、本当にありがとうございます。

ただいまは議長から発言のお許しをいただきましたので、事前通告に従いまして、私からはタイムライン、防災行動計画について質問をさせていただきます。

今月は防災月間でございます。9月12日は、41年前、長良川の堤防が切れ、安八町は全域が水浸しになってしまいました。あれから41年。41年前より今は温暖化が進み、ゲリラ豪雨と呼ばれる短時間に強烈な雨が降り、各地で大きな被害がそのたびに起きております。この状態はもう特別なことではありません。常態化しており、それに対応するのが常識化しつつある現状でございます。

そこで、国、県、自治体では、少しでも人命や社会経済的な被害の軽減を図るため、タイムライン、つまり防災行動計画の策定を急いでいます。タイムラインとは、災害時に住民がどんな行動をとったらよいのかを災害前に災害を想定し、いつ、誰が、何をするのかを整理した計画表をいいます。

岐阜県は県内全自治体にタイムラインの策定をお願いしていますが、一部の自治体では未完成のようでございます。安八町は一部はできておりますが、まだ完成には時間がかかります。一部できているタイムラインは、長良川、揖斐川の洪水を想定したものですが、町民の行動に具体性が乏しく、かつ完成にはほど遠いものだと思います。その上、町民にも公表されておられません。

私は、タイムラインを作成した自治体の担当者から、タイムラインを作成するに当たっての苦労話をお聞きいたしました。ある町では、先月8月の初めの台風5号のとき、つくっておいたタイムラインを活用し、それに対して対応し、その有効性を確認したと言っておられました。作成作業には多くの

関係機関と協議を重ね、2年ほどかけ完成させたという自治体もありました。そのタイムラインをいただこうと思ひましてお願いをいたしましたけれども、残念ながら一般には公表していないということで断られてしまいました。

作成には手間、そして時間がかかる作業だと十分理解しております。安八町も9・12水害を経験しております。水害対応のタイムラインに特化した河川別、地域別のタイムラインが望まれます。もちろん、既につくっております安八町の地域防災計画との整合性も考え、作成しなければなりません。町民の生命、財産を守る町の使命を十分理解し、担当課、防災担当者等が中心になり、関係機関と連携をとり、早急の完成を切望するものです。作成途上であれば、その進捗状況、町のタイムラインの考え方等について、担当長の答弁を求めます。以上でございます。

議長 総務課長 坂優君。

総務課長 岩田議員の御質問に対しまして回答をさせていただきます。

タイムラインは、町と防災関係機関が連携して、災害時に発生する状況をあらかじめ想定し、共有した上で、各防災関係機関や住民がとるべき防災行動について、いつ、誰が、何をするのかをあらかじめ時系列に記した防災行動計画です。

特に台風や水害のように、災害発生まで一定程度時間があり、事前に災害や被害の規模などを想定できる場合は、災害発生の早い段階から連携のとれた迅速かつ効率的な防災活動につながるものと考えております。被害の最小化を図るためには有効なものと認識をしております。

これまでには、平成28年度、国土交通省、水災害に関する防災・減災対策本部が、国管理の河川を中心に水位や雨量等に応じてとるべき行動、避難勧告等の発令に着目し、時系列で整理したタイムラインを平成32年度までに策定することとされました。対象は、河川氾濫により浸水するおそれのある、安八町を含みます730の市区町村とされました。さらには、本格的なタイムラインの策定に着手し、全国展開していくとしており、重要度が増しております。

現在、町が定めたタイムラインは、揖斐川・長良川に関する台風の接近、上陸に伴う洪水を対象とした避難勧告の発令等に着目したタイムラインとなっております。これは、町及び河川管理者であります国土交通省とで定めた

もので、行政主導の共同規範を定めるにとどまったものでございます。今後、地域住民の防災意識の向上にいかに関わりつけていくかが重要と考えております。

さらに、議員御指摘の河川別、地域別のタイムラインや台風や豪雨等、災害の種類や災害の規模別におけるタイムラインも必要と考えます。

このタイムラインの先進地であります三重県紀宝町の策定方針では、「人の命が一番」を基本に、防災機関、地域、住民が一体となった防災・減災対応ができる仕組みづくり、防災関係機関の詳細な情報共有ができる仕組みづくり、消防団や自衛防災組織など、町民の守り手を守る仕組みづくり、自助・共助の連携が強固な地域づくり、災害に即応できる地域防災計画の見直しとされておられます。タイムラインが作成・運用され、効果を上げられておられます。この中で、タイムラインをより有効なものとするには、一人でも多くの町民が理解し、協働できる仕組みづくりが重要とされています。

今後、町では、これら先進地の事例を手本といたしまして、安八町版の本格的なタイムラインの策定に取り組んでまいりたいと考えます。進めていくには課題が大変多くございますが、「人の命が一番」を念頭に置きまして、一歩ずつ歩みを進め、町全体で減災行動ができる地域づくりができるよう取り組んでまいります。

以上、岩田議員の御質問に対する回答とさせていただきます。

〔7番議員挙手〕

議長 岩田讓治君。

7番 どうもありがとうございました。

十分に御理解いただいておりますというふうに今聞きました。

ただ、残念ながらまだできていない、これからつくるんだということでございます。先ほど申し上げましたように、つくるにはかなりの時間がかかる、こんなふうに思っております。災害は待ってくれません。今は揖斐川と長良川しかできていない水害の関係のタイムラインですけれども、安八町には中須川とか、あるいは大江川とかいう大きな川もございます。ここも含めてよろしくお願ひしたいというふうに思っております。

そして、少し私も質問の中でお話をするのが抜けましたけれども、タイムラインをつくりますと、どんなことが利点としてあるのかということをし

つけ加えさせていただきたい、こんなふうに思います。

事前にタイムラインはつくりますから、災害の前につくりますから、何かあったときの漏れとか、あるいは忘れとか、そういうものはないというふうに、冷静に考えてつくるもんですから、それはないというふうに言えると思います。

それから、防災関係者の責任が明確になると。これには町だけではなくに消防団とか警察とか消防署、あるいは報道機関、そういうところがどんどん入ってつくるといことですから、その機関の責任の明確化がはっきりされるということでございます。

また、それをつくるためにたくさんの時間、つまり協議をする工程がございます。コミュニケーションが深まり、もし何かあったときにはスムーズにできるのではないかなというふうに思っております。

それと、災害が起こった後、反省するときに、こういうところが足りなかったということを事後検証ができるというようなことではないかなというふうに思っております。

ぜひとも早急におつくりをいただいて、安心な安八町にぜひしていただきたい、そんなふうに思っております。ありがとうございました。終わります。

議長 答弁はいいですね。

7 番 はい。

議長 続いて、1番 西松幸子君。

1 番 私のほうから、通告に従いまして、2点質問させていただきます。

まず初めに、病気予防は食生活の改善から、元気で生き生き暮らす町へについて。

2016年、日本人の平均寿命は、女性が87.14歳、男性が80.98歳となり、いずれも過去最高を更新いたしました。当町でも農作業をし、趣味を楽しみ、お元気な高齢者が大勢いらっしゃいます。

しかしながら、最近、高齢者の低栄養が問題視され、たんぱく質を積極的にとることが勧められています。

また、食生活の偏りから亜鉛という栄養素が不足する亜鉛欠乏症になる人が多くなっています。亜鉛欠乏症になると、味覚障害や口内炎、脱毛、皮膚炎、貧血などの症状が出ます。骨粗鬆症のほか、男性の精巣や女性の卵巣の

機能の低下につながる可能性もあります。子供の場合、発達障害の発症と関連があると言われていています。亜鉛欠乏症は、一般的に知られておらず、医療現場でも見逃されているケースが少なくありません。

また、更年期症状、がん予防に有効なエクオールは、大豆に含まれる大豆イソフラボンの一つ、ダイゼインという物質が特定の腸内細菌によって変換されてできます。これらの細菌を持ち、エクオールをつくれる産生者の割合は、日本や中国など大豆をよく食べる地域で約50%、欧米やオーストラリアで約30%となっています。食習慣が変わり、腸内細菌が欧米人並みに変化している現在、産生者割合はもっと低いかもしれないと専門家は指摘しています。大豆食品や腸内細菌の餌となる食物繊維を「ほぼ毎日食べている」と答えた人のほうが、「余り食べていない」と答えた人と比べて産生者が多い結果が出ています。

エクオールの健康効果を期待するには毎日10ミリグラム程度が必要で、もとなる大豆イソフラボンの必要量は50ミリグラム、豆乳でコップ1杯、納豆で1パック、豆腐で3分の2丁に相当します。毎日の食生活をバランスよく摂取しないと不調が起きてきます。

当町の保健センターでは、栄養指導、予防対策、ヘルスアップ体操など、さまざまな取り組みがされていますが、まだまだ改善されているとはいえない状況ではないでしょうか。長寿社会の現在、毎日の生活の中で、病気予防のための食生活の改善こそが一番大事なことではないでしょうか。そうしたことから、低栄養、亜鉛欠乏症、エクオールのための栄養料理講習を実施してみてもどうでしょうか。

町の食生活改善協議会とも連携しながら、保育園、小・中学校でも児童・生徒、保護者の皆様への栄養教室、また「広報あんぱち」でのレシピ紹介など、全町内で取り組んでいかなければならないと考えています。

当町には、高齢者のふれあいサロンが現在7カ所あります。サロン開催の折に、病気予防の食事の大切さをわかりやすく説明していただき、たんぱく質、大豆食品、キノコ類をふんだんに使ったお昼御飯を楽しく召し上がっていただきたいと思っています。

以上のことについて、担当課長に伺います。

2つ目に、子供の医療費助成を高校生世代まで拡大すべきについて伺いま

す。

昨年12月の定例議会で、私は、少子化対策として重要な政策である子供の医療費助成をぜひ高校生世代まで拡大すべきと要請しました。これに対し、町として前向きに検討すると答弁されました。私ばかりでなく、ほかの議員の質問にもやはり町は同じような答弁をしていますが、いまだにこれが実現していないことは極めて遺憾だと考えます。

今日の町の深刻な人口減少問題や少子化問題を打開するには、若い世代に住みたいと思ってもらえる町でなければなりません。

そろそろ来年度の予算編成が始まります。是が非でも新年度に西濃地域の各市町が実施している子供の医療費助成の高校生世代までの拡大をするよう、改めて強く要請いたします。

議長 福祉課長 坂和由君。

福祉課長 西松幸子議員の1つ目の、病気予防は食生活の改善から、元気で生き生き暮らす町へについての御質問にお答えいたします。

町の保健センターにおいては、40歳以上の国保加入者を対象とした特定健診・特定保健指導を実施しており、保健指導については、個人の健診結果にあわせて保健センターで個人面談を実施したり、家庭訪問による個別指導を半年間以上続けて実施しております。

また、集団指導については、食生活習慣改善指導のバイキング昼食会、しあわせごはん昼食会、運動習慣改善指導の男の貯筋塾、おなかスッキリ教室の開催などを通じて、メタボ該当者やその予備群の方へアプローチをしてきました。

その結果、対象者の自覚向上が図られ、効果も得られるようになり、メタボ該当者・予備群の方が徐々に脱出していく状況へと好転してまいりました。

また、幼少期からの食育指導としては、乳幼児健診時の栄養指導のほか、保育園出前講座や親子料理教室を実施しております。

さらに、今年度より、地域医師会と連携して、糖尿病の方を対象に、管理栄養士による糖尿病重症化予防のための栄養相談も実施しております。高齢者に対する支援については、70歳以上のすこやか健診受診者のうち、低栄養と見受けられる方には、管理栄養士による電話相談や家庭訪問など、個別に栄養指導を実施しております。

これら各ライフステージにおける指導につきましては、管理栄養士により広く町民の皆さんへの普及及び啓発を行います。それには食生活改善協議会の御協力が必要不可欠でございます。

議員御指摘のとおり、栄養バランスのとれた食事が病気予防や健康寿命につながるものであります。栄養不足により引き起こされるさまざまな症状への対応や小・中学生及びその保護者に対する指導も必要であると考えております。

今後につきましては、集団栄養指導として、ふれあいサロン開催時に、低栄養・要介護予防のために、1週間の食事内容チェックシートを使用して、シニア世代の食生活についての講義を実施したいと考えております。

また、生活習慣病予防のため、長寿食のコツもワンポイント指導するよう、取り組みたいと考えております。

あわせて周知の方法につきましては、健診受診者の健康状態をさらに分析し、紙面には限りがありますが、広報紙に低栄養予防レシピや生活習慣病予防と健康管理の大切さのPRを行ってまいります。

町としては、これまで以上に地域医師会や食生活改善協議会との連携を図りながら、健康で生き生きと暮らせるまちづくりに努めたいと考えております。御理解を賜りますようよろしくお願いいたします。

以上、西松幸子議員への1つ目の回答とさせていただきます。

続きまして、2つ目の子供の医療費助成を高校生世代まで拡充すべきについての御質問にお答えいたします。

昨年の定例議会で、医療費助成を高校生まで拡大すべきとの質問に前向きに検討するとの答弁をしたにもかかわらず、実現していないのはなぜかということでございます。

平成29年4月現在、県内において高校生まで医療費を無償化している市町村は、42市町村のうち11市町村で実施をしております。21ある市のうち6市で、また21町村のうち5町村のみが実施しております。その5町村のうち、西濃地域に集中しておりまして、4つの町、神戸町、輪之内町、揖斐川町、池田町で実施をしております。

安八町の4月1日現在の人口は1万5,168人でございます。そのうち小・中学生は1,473人、高校生世代は505人です。

平成28年度における小・中学生への医療費助成金は4,133万6,000円でございます。1人当たりになると約2万8,000円となります。

高校生世代に係る医療費につきまして、他市町の実績額を参考にすると、約1,000万円の負担となると試算をしております。この金額を町の一般財源から支出することになり、これは財政負担が大きく伴うものでございます。

議員御指摘の医療費助成につきましては、人口減少や少子化問題を解決する一つの方法であることは承知しております。

子育て支援策につきましては、町の重要な施策として位置づけております。現在は、低年齢層を中心とした施策に重点を置いて実施しております。保育料の町独自の軽減措置や出産祝い金、給食費助成などがございます。さらに、小・中学校におけるエアコン設置等改修事業、認定こども園化への移行経費及び統廃合に優先的に予算配分をしております。

その後に、以前に一般質問で答弁させていただきましたように、定住化施策と一緒に総合的に考えて検討してまいりたいと考えておまして、その考えに変わりはありません。

ただ、将来を担う子供たちに対する施策の充実は非常に重要であると考えております。高校生を初め、町民の皆さんの健康に関する意識向上を図るため、啓発事業などを実施してまいりたいと考えております。どうか御理解賜りますよう、よろしくお願いいたします。

以上、西松幸子議員の2つ目の質問に対する回答とさせていただきます。

〔1番議員挙手〕

議長 西松幸子議員。

1番 ありがとうございます。

病気予防のほうでは、ふれあいサロン開催時に新たな取り組みを考えていただいているようですので、よろしくお願いいたしますと思います。

医療費助成のほうですが、当町の高校生も野球、バレーボール、新体操など、あらゆるスポーツで活躍しています。9月7日には、新体操の鈴木歩佳さんが世界選手権でメダルを獲得し、報告のために来庁されました。厳しい練習で、けがも多いことでしょう。スポーツで傷めた肩や肘の治療を専門とする整形外科医は、通ってくる患者の8割は野球、ソフトボール、バレーボールの選手だといいます。

また、内科的な病気で、例えばアトピーなど、高校生になったからといって治療が終わるわけではありませんので、これからも続いていくわけですね。

そんなわけで、当町のスポーツ少年・少女、安心して治療が受けられるよう、お願いしていきたいと思います。

また、3町が交流している神戸町、輪之内町でももう既に実施していますので、どうでしょうか。よろしくお願ひいたします。

議 長 答弁ですか。

1 番 はい。

議 長 答弁をお願いします。

福祉課長 坂和由君。

福祉課長 西松幸子議員の再質問についてお答えさせていただきます。

高校生世代までの医療費について拡大をという御質問でございます。

町としては前向きに検討を依然としてしておりますが、町財政も厳しいところでもございます。現在の子育て支援策につきましては、保育園の認定こども園化及び統廃合に優先して取り組んでまいりたいと考えております。

医療費拡大につきましては、実施しないということではなく、引き続き前向きに検討してまいりますので、どうか御理解賜りたいと思います。

以上、再質問に対する回答とさせていただきます。

1 番 ありがとうございます。

認定こども園のこともありますので、仕方がないかと。早期実現に向けてよろしくお願ひしたいと思います。

これで終わりたいと思います。ありがとうございます。

議 長 御苦労さんでした。

続きまして、2番 碓井昭夫君。

2 番 ただいま議長から発言の許可をいただきましたので、私のほうからは安八温泉の今後の運営について御質問をさせていただきます。

平成20年を境に、我が国の人口は減少時代に入っております。地方では、都会に比べて、その比率はより顕著になっております。各自治体も住民の流出防止対策にいろいろ知恵を絞りながら施策を講じており、どこの自治体も同じ悩みを抱えております。

我が町におきましても、スマートインターチェンジの建設を機に企業の呼

び込み、道路の整備を初め、多くの施策を講じ、人口流出に歯どめをかけようと必死の努力をされていることは十分理解をしております。

しかしながら、別表を見ていただきたいと思いますが、現状は、この表のように、住民の総人口は平成17年度から平成27年度までの10年間で511名の減少でございます。また、住民の高齢化率は、65歳以上で見ますと、17年度は17.4%、27年度は26.2%と約10%近くの伸びを示しており、我が町も高齢化が進んでおります。その分、若年層は0.5%、成人層に至っては8.3%の落ち込み、当然町税の減少に拍車をかけている現状でございます。

このように歳入の見込みが期待できない現状、我々は歳出の見直しをして、次世代に負担をかけない対策を考えなければなりません。今後は、さらに医療費、介護費、年金等、社会福祉費の増大も懸念されます。

そこで、今回は歳出の大きい安八温泉の現状と今後の対応についてお聞きをいたします。

安八温泉への入場者数は、平成22年度以降、年間約24万人強で推移をしております。1日にしますと700人強ぐらいになると思いますけど、こういう形で推移をしております。これは近隣の市町の日帰り温泉の人数と比較しても大体同じような数字が示されております。

近隣の日帰り温泉と比べて大きく違うのは、収支のバランスでございます。安八温泉はもともと福祉目的の施設であり、利用料金も当初より低く抑えられていることは十分理解をしておりますが、その分、赤字分の補填に町の一般会計より多くのお金が拠出されており、その額、年間5,100万円から、多いときには8,000万円を超えておるのも現状でございます。

今後も継続的に運用するのであれば、一般会計からの拠出を抑える受益者負担の見直しを推し進めて、福祉目的の住民憩いの場の確保と同時に、健全な運営方法が必要と考えます。

あわせて、施設も昭和59年の銀龍温泉からの建物であり、約32年ほどが経過しており、老朽化も進んでおります。東海・東南海地震が叫ばれております現在、耐震対策は大丈夫でしょうか。施設の抜本的な見直しを含めて、将来に安心で安全な施設として運営できるよう、思い切った改革が必要と考えます。

安八温泉の今後の運営方法について、町の考え方をお聞かせ願います。以

上でございます。

議長 副町長 岡田武史君。

副町長 碓井議員御質問の安八温泉の今後の運営につきましてお答えをさせていただきます。

安八温泉は、本町でも数少ない、多くの方が憩い、集う施設でございます。今年度で当初の開館からは約32年、平成2年からの町での運営になってからも既に28年が経過しております。

碓井議員が取りまとめられているとおり、利用者はここ数年、年間約24万人となっております。1日当たりにしますと約720人の方に御利用をいただいております。

施設の目的は、どちらかといいますと福祉、健康増進となっております。地域包括支援センターによる介護予防事業なども実施しており、こちらのほうには約400回の開催に6,700人の方が参加をされております。

また、健康ふれあいドームを併設して整備しており、ゲートボールを初め、若年層の方はテニスなどで御利用をされております。

入館料は、平成24年度、新しい源泉の掘削、また施設をリニューアルした際に見直しをさせていただいております。無料対象者の年齢の引き上げなどをさせていただいております。これにより無料のとなる方は全体利用者の約35%となり、見直し前より約20%減となっております。

年間の維持管理経費につきましては、経費の節減には取り組んでおります。平成28年度では約9,900万円となっております。入館料と差し引きしまして、約5,500万円の負担となっております。

今後でございますが、スマートインターチェンジの完成、また新たなバス路線の開設により、特に町外の方に御利用していただける機会が多くなると見込んでおります。1回だけではなく、何度でもリピートしていただけるような施設にしていかなければならないと思っております。

町としましては、さらに充実、拡充し、本町の名所、あるいはにぎわいの拠点として整備してまいりたいと考えております。

しかしながら、碓井議員が御懸念されるとおり、経費や施設の老朽化を初め、周辺環境整備など、課題もあります。町費の投入を抑えるための入館料の見直し、また利用者をふやすためのソフト事業の取り入れ、施設につま

しては老朽化対策など、また幅広い年代層に対応した新たな機能の導入など、抜本的な見直しも必要であると考えております。バスを受け入れるための施設や周辺環境整備も必要となります。町のコミュニティバスとの連携も検討しなければなりません。また、施設を拡充するには土地の利用の見直しも必要となってまいります。

課題検討事項が山積しており、また財政的には本当に厳しい状況にありますが、優先順位を定め、計画的、効率的に取り組んでまいりたいと考えております。

以上、碓井議員の質問に対する回答とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

[2番議員挙手]

議長 碓井昭夫君。

2番 ありがとうございます。

人口減少時代に入り、増税の厳しい現代でございます。歳出の見直しが必要と考えます。さらに、高齢化も拍車をかけ、社会保障費も年々増大する一方でございます。毎年5,000万以上拠出している安八温泉は本当にこれよいか、改めて見直しに来ていると私は考えております。

新しい施設をつくるのは、非常に賛成者も多くて簡単にできることでございますけれども、今ある施設の見直しだとか、廃止だとか、改築となりますとなかなか前へ進まない、反対者も出てきて、勇気ある行動というか、勇気ある決断が必要かと考えます。

ただいま回答にありましたように、課題だとか検討事項が山積しておりますが、安八温泉が将来的にも住民の憩いの場となるような施設となるよう、料金の見直しだとか、施設の改築に前向きに取り組んでいただければありがたいと思います。

以上、要望して質問を終わります。ありがとうございました。

議長 ここで暫時休憩をいたします。11時10分から再開をいたしますので、よろしくお願いいたします。

(午前11時00分 休憩)

(午前11時10分 再開)

議長 再開をいたします。

4番 安井忠君。

4番 議長より発言の許可をいただきましたので、事前通告どおり、私からは2点質問させていただきます。

事業の進め方について。

最近の事業として、小・中学校のエアコン設置と結小学校のエレベーターの設置を取り上げます。

エアコン設置につきましては、東安中学校の新年度予算にいきなり計上され、議決されました。町立の小学校への対応は白紙状態でした。東安中学校にあって登龍中学校にはないと、中学校も小学校も暑いのは同じということで、町内の小・中学校にも整備が完了されました。

しかし、東安中学校のエアコン設置を予算化する時点で、町内の小・中学校のエアコン設置の整備計画を十分に論議しておくべきではなかったのではないのでしょうか。

また、結小学校のエレベーターについては、補助金がついたからということで昨年12月に補正予算を編成しましたが、この件は補正予算を申請する前に必要性や工事内容を周知し、論議されるべきではなかったかと思います。

それと、工事は大体夏休みを中心に行いますが、このエレベーター工事は授業中に行われますが、防音等の配慮はしてありますか。担当課にお尋ねします。

保育園整備計画（案）について質問します。

認定こども園事業を進める中で、保育園の統廃合が注目、または問題視されています。

昨年12月の説明では、園児数と園舎の耐震性で、6園のうち、ふたば、森部、南條、牧を廃園にし、新たに南部地域に新設し、中央、結、新設（仮称）南部の3園で進めたいとのことでしたが、ことしの6月には総合的比較検討から新設を取りやめ、牧、中央、ふたば、結の4園案で進める趣旨を8月に地区役員会で説明されました。これらについて、保育園がなくなる森部地区の意見を含め、2点について伺います。

1点目。地元保育園は、自動車の運転ができない高齢者でも徒歩や自転車で送迎や行事に参加しやすいなど、利点も多くあり、地域に密着した町施設として、盆踊りや防災訓練会場として、現在も選挙の投票所となっています。

このような施設がなくなることは、地域コミュニティーの崩壊にもつながりかねない問題として、認定こども園事業とは別の角度からも考えていただきたく思います。

2点目。6月の整備計画では牧保育園を残すとありますが、なぜ耐震性が悪い園舎で、現在も少人数で運営している中、存続し、認定こども園にして、どのように園児を確保して、何年運用を続けるのでしょうか。

専任調整監、または統括責任者にお尋ねします。以上です。

議長 学校教育課長 河合一君。

学校教育課長 安井議員の最初の御質問、事業の進め方についてお答えします。

1点目のエアコンの設置につきまして、平成27年度策定の第五次総合計画において、平成27年度から30年度までの前期計画に中学校を、平成31年度から34年度までの後期計画に小学校の整備を位置づけておりました。

財政状況の厳しい中、五次総の計画年度に沿い、各校順に整備していく予定でしたが、平成27年度に大垣市立の全中学校にエアコン設置方針が示されたため、東安中学校を登龍中学校に先行して予算化し、整備することとなりました。

また、小・中学校のエアコン設置が全国で進んでおり、国の補助事業への採択が近年困難な状況にあり、東安中学校と登龍中学校の採択にも非常に苦労したところでございます。そのため、小学校のエアコン設置も補助事業として財政的に有利に進められるよう、計画年度を前倒して申請しておりましたところ、国が大型の補正予算を編成したこともあり、好機にも早々に採択され、整備年度が大きく前にずれ込みました。

また、2点目の結小学校のエレベーター設置につきましても、身体に障害のある児童の当校への強い就学希望もあり、名森小学校にエレベーターを設置した経緯などを踏まえ、昨年度、国の補助事業として採択されるよう申請をしておりましたところ、小学校のエアコン設置と同様、早々に採択をされました。

議員御指摘のとおり、小・中学校のエアコンの整備計画、エレベーター設置の必要性や工事内容など、説明不足であったことは深く反省をいたします。今後は、前もって整備計画等を御提示し、議員の皆様と十分議論できるよう努めてまいります。

しかしながら、どの事業につきましても、事業採択後には、議会全員協議会などを通し、設置に至る経緯、整備事業費、費用対効果などについて御説明申し上げ、御納得いただけたものと理解しております。こうして完成、または設置に至ることができましたのも、安井議員を初め議員各位の御理解、御協力のたまものと深く感謝申し上げます。

昨年度に中学校、ことし9月から小学校のエアコンも稼働し、町内の小・中学校のエアコン整備率は100%となりました。将来を担う子供たちの学習環境は格段に向上し、児童・生徒はもとより、保護者からの感謝の声も絶えません。

また、エレベーターを設置することにより、障害の有無にかかわらず児童が支障なく学校生活を送ることができ、地域コミュニティの拠点や災害時における地域住民の避難所としての機能を果たし、さらには参観日等にどなたでも御利用できるようバリアフリー化の推進も図ることができると考えております。どうか御理解をいただきたいと思っております。

なお、エレベーター設置工事は9月下旬から始まる予定ですが、授業の支障とならないよう防音ネット等で養生するとともに、特にくい打ち、解体工事等、音や振動が出る工事については、学校の協力も得ながら、学校休業日等に施工するよう配慮をしております。

以上、安井議員の御質問の回答とさせていただきます。

議長 副町長 岡田武史君。

副町長 2点目の保育園整備計画（案）についてお答えをさせていただきます。

認定こども園への移行、保育園の統合という保育の課題を検討するに当たり、非常に思い悩んでいるところでございます。

議員さんとの協議の中では、認定こども園への移行と保育園の統合は切り離してもいいのでは、また認定こども園への移行を先行し、統合はその状況を見てからでもといった御意見をいただいているところでございます。

町としましては、認定こども園を実施するところに園児が集中する可能性もありますので、できれば統合と同時に実施をしたいとの考えはございます。統合により組織体制を改変することは、住民の皆様にも直接かかわることでもあり、単に組織のスリム化、効率化を目指すだけでなく、いろいろのケースを想定し、慎重に慎重を重ね検討しなければならないと思っております。

当初では、安井議員が言われるとおり、1園新設の3園体制の案もございました。南北に細長い地形でもありますので、北部、中央部、南部に3園配置する計画でございましたが、新園は相当規模の収容定員が必要となり、場合によっては地区ごとに通園区域を指定するという可能性も出てまいります。

そこで、最終は、既存施設を活用した3園体制を予定しますが、当面は園児数の動向なども踏まえ、ふたば保育園と比較的耐震の数値が優位にある牧保育園を活用する4園体制の案を検討いたしました。この4園体制を現時点での有効な案とし、関係地区の役員様からも御意見をお聞かせいただいているところでございます。

安井議員御質問の1点目、地域に密着した施設がなくなると、コミュニティーの崩壊につながるのではとの御質問でございます。

保育園がなくなりますと、通園などではこれまでの利便性が損なわれるかとは思われますが、新たに跡地の利用については、地域の皆様とも協議させていただきながら、地区の集会所、あるいは憩いの広場などとしての活用や公共的な機能としましても認知症カフェ、地域サロンなどの活用方法も考えてまいります。現在の施設の老朽化などの課題もありますが、新たな利活用で地域コミュニティーの醸成につながればと思います。何とぞ御理解をいただきますようお願いいたします。

2点目の耐震性の悪い牧保育園について、どのようにして何年間運営を続けるのかとの御質問でございます。

牧保育園の具体的な存続期間は、申しわけございませんが、申し上げることは難しいところでございます。施設の耐震性や今後の園児数の動向なども踏まえ、検討をしております。

認定こども園への移行、保育園の統合も平成31年度から実施をさせていただく予定でございますが、いま一度立ちどまりまして、議員各位、地域の皆様ともさらに協議を交え、最善の方向性を導き出したいと考えております。

以上、安井議員の質問に対する回答とさせていただきます。よろしく願いいたします。

〔4番議員挙手〕

議長 安井忠君。

4番 答弁、ありがとうございました。

教育委員会の質問に対しましては、今回、エアコンとエレベーターを取り上げましたが、各課とも事業の進め方につきましては総合的な周知を今後ともしていただけるよう、よろしく願いいたします。

保育園の質問につきましては、答弁にありましたよう、31年実施にこだわらず、できるところからやると。また、統合につきましては、町の方針でございますので、また協議の場をつくっていただけたらと思います。

以上で質問を終わります。答弁は要りません。ありがとうございます。

議長 御苦労さんでした。

続きまして、5番 小川文雄君。

5番 ただいまは発言のお許しをいただきましたので、私からは、イベントによる新しい地域コミュニティーの構築を目指してと題しまして、質問というよりも御提言を申し上げ、町として御助言をいただきたいということでございます。

一昔前、冠婚葬祭といいますと、例えばどこかにお嫁さんが来ますよというふうな話が出ますと、近くの人のもとより、遠くの人がそこに集まってお祝いをする。当事者としては、披露もかねて、お菓子をたくさん配って、激しいうちなんかは2階からお菓子をまいてお祝いをしたというようなことがございました。取り込みになりますと、近所の人が暇さえ惜しまず葬式のお手伝いをするということでございましたし、村のお祭りになりますと、神社の境内では屋台が、露天商の皆さんがいっぱい並んでおりまして、朝から晩までにぎわったということでございますが、今となっては昔の話、遠い昔の話だなというふうに私は思います。

さて、それじゃあ今日とは申しますと、昨今のコミュニケーションのあり方といいますのは急激な変化にさらされております。随分変わってきたなと思います。ノートパソコンやスマートフォン、タブレット端末など、いわゆるモバイル端末と呼ばれるような機器の急速な普及によって、音声にかわり文字や記号でのやりとりが当たり前の時代となっております。確かに便利です。コンピューターが苦手な私でも、見え半分でスマホを持って、LINEをやっております。そうしないと若い年代の人たちとコミュニケーションがうまくとれないと、そんな感じがします。

しかし、ただ単に連絡をするというだけならまことに便利ですが、自分の

思いを伝えようとしたときに、相手に自分の気持ちが果たしてうまく伝わるでしょうか。ちょっとした手違いによって誤解が生じ、思わぬ事態を招くといったことは少なくありません。犯罪に巻き込まれたという報道が時々なされております。これはお互いの顔が見えないコミュニケーションが引き起こす悲劇です。少なくとも、私はそう思っております。

一方で、防災時ではどうかと。先ほどもタイムラインの御質問の中の答弁で自助・共助という言葉が出できますが、まず言われるのは自助・共助ということでございますけれども、全くそのとおりです。非常に大切なことですが、日ごろから顔を合わせたことのない人たちが警報だけで集まって何ができますかということです。うまく事が運びますかということです。そんなの訓練すればいいんじゃないのと簡単におっしゃるかもしれませんが、全くそのとおりですけれども、来る日も来る日も防災訓練をやれますかということでございます。人と人とのつながりが乏しくなる今日において必要なことは、平生から人が集まる仕組み、それも子供からお年寄りまでみんなが集まれる仕組みをつくるということが大事だと思います。そうすることによって、お互いが顔見知りになるということです。

その役割を果たす一つの手段といたしますか、手だてがイベントであると思います。幸いにして、町には、今月末予定されておりますふれあいまつりや梅まつり、さくら祭り、あるいはまたふれあいウオーキングなど、いろいろ行事がございます。しかし、もっとももっとにぎやかになり、盛大になり、より多くの人たちが集まることで、そういう工夫や新たにイベントを創設するということが必要だと思います。

そんな中で、ことし開催される予定となっておる、安八町体育振興会と安八町スポ少推進委員会が主催されます安八スポーツ・レクリエーション祭が行われるというふうに聞いておりますが、まさに時宜を得たすばらしいイベントだと思います。子供から老人まで誰しもが楽しめるプログラムが準備されておると聞いております。私もスポーツ少年団の子供たちと一緒に参加したいと楽しみにしております。ぜひとも成功裏に終わりますよう、そして何よりも継続性のある事業となりますよう、この催しを後援されております安八町教育委員会の皆様方の強力なる御支援をいただきたいと、質問の途中でお願いをいたします。

来年は安八スマートインターチェンジが開通します。安八温泉への定期バスの乗り入れが計画されております。また、ことしじゅうに結地区ににぎわい広場が完成します。町が発展するための契機となる大きな出来事でございます。そうしたことを記念して、新しいイベントを計画されてはいかがでしょうか。いや、ぜひとも計画してほしいと思います。

一例を申し上げますと、例えばでございますが、きょうも質問の中でありました安八温泉で、今、全国的に熱く盛り上がっております盆踊り大会を行う、そういったことは非常にタイムリーな催しではないかなというふうに思います。

いずれにいたしましても、多くの町民が集まるイベントを打つことによって、いつの間にか忘れ去られようとしている世代を超えた多くの人たちが集い、人と人とのつながりを密にしてお互いに理解を深める喜びを分かち合う、そんな心の通った新しい地域コミュニティーの構築をいま一度目指していただきたいと思います。

そして、町民の皆さんには心豊かに暮らせるよう、ひいては私が日ごろから活動目標にしております笑顔があふれるまちづくりに御尽力をいただきたいというふうに思います。

そこで、今、私がるる提案させていただきました、イベントによる新しい地域コミュニティーの構築について、既存のイベントの発展的見直し、また新たなイベントの立ち上げ、そういったものについて、町を代表していただきまして、企画調整課長さんの御所見をお願いいたします。

参考まででございますが、この件に関しましては安八町第五次総合計画の中でコミュニティー活動の促進というふうにはっきりと記載されているということをつけ加えさせていただきます、質問を終わります。御清聴ありがとうございました。

議長 企画調整課長 大平共美君。

企画調整課長 小川議員のイベントによる新しい地域コミュニティーの構築を目指しての御質問につきましてお答えをさせていただきます。

小川議員の御指摘のとおり、災害時においては自助と共助が大切であると言われております。被災時にまず自分で何とかする自助、そして自助ができた人が、家族、企業や地域コミュニティーで助け合う共助につながります。

防災力の向上には、地域コミュニティーを深め、自分たちの住む地域にどんな人が住んでいるのか把握することが大切です。そのためには、避難訓練や地域のお祭り、掃除等の地域行事を開催し、地域住民が参加する機会をつくることが大変有効です。

しかし、コミュニケーションは時代とともに変化し、近年において地域コミュニティーの希薄化は全国的な問題となっており、当町においても同様であると考えております。少子・高齢化や核家族化、ワークスタイルの変化や共働き世帯の増加といった時代の変化の中で、担い手不足や参加者の減少などのさまざまな理由から地域の行事は減少してきました。しかし、地域のお祭りやイベントを開催し、成功をおさめている地区もございます。

現在、当町では、地域コミュニティー関係に関する地区への補助といたしまして、ふれあい活動助成金制度を設けております。各地区で地域活性化やコミュニティーの振興に向け、多くの人に参加していただけるような催し物も取り入れていただき、ひいてはどのような行事にも多くの人に参加していただければと考えております。

町全体で見ますと、安八町にはさくら祭り、ふれあいまつり、梅まつりと三大祭りがあり、町内外から数多くの皆様方に参加していただいております。さらに活気とにぎわいを上げるためには、全体構想や運営方法など、関係機関の皆様と検討すべきであると考えております。安八温泉においては、定期バスの乗り入れを記念いたしましてのイベントも考えております。また、議員が御提言のとおり、今タイムリーな盆踊り大会やイベントを継続的に開催できるように商工会や区長会、スポーツ団体などの関係者の皆様方と協議させていただきます。今後は、安八温泉を活気とにぎわいのあるものにしなくてはなりません。瑞穂市との連携で新たなバス事業が予定されており、バスターミナルなど周辺整備も必要であると考えております。

いずれにいたしましても、五次総にも掲げてありますコミュニティー意識を醸成し、活性化を図るため、参加機会の拡充に向け、各種団体の連携及び協力体制の確立をし、イベントをと考えております。

限られた予算ではありますが、国の交付金等の活用も視野に入れ、総合的に検討を行いながら、「若者や子供たちを優しく包摂するまち」に向け、町民の皆様幸せのために取り組んでまいります。

以上、小川議員への回答とさせていただきます。

〔5番議員挙手〕

議長 小川文雄君。

5番 ただいまは御回答ありがとうございました。

イベントによる地域コミュニティの新しいつくり方といいますか、そういったものは、やっぱり人と人との触れ合いの中で心通う人のつき合いができるということで、結果的に地域コミュニティができ、その上に安八町ができると、こういうことでございまして、先ほど御答弁にありましたように、地域コミュニティの希薄化という表現をとってみえますが、確かにこの希薄化に対して、町のほうでその危機感を持って手を打つすべについて真剣に考えておみえになるということはわかりました。ありがとうございます。

ただ、この形としては、そういうことで各地域で行われております地域の活動に協力金を出すと、ふれあい活動助成金を出すとかいうことでございまして、こういったものはやっぱり従前の、形だけのということではなくて、ここはひとつそういったものの見直しをしていただきまして、助成金の拡充、要するに適用枠を拡大したり、額を上げたり、そういったことに一遍挑戦をしていただければいいのかなというふうに思いますし、もう一つは町が先鞭をつけるといいますか、リーダー役になって、各地区のコミュニティを育てていくというやり方、それが今、町が実際におやりになっておる大きなイベント、あるいは町から依頼されておりますイベントだと思うんですね。その中に、ふれあいまつりなんかはもういいですわ、メジャーになっちゃって、とても立派なあれですので、その中で氷取地区にお願いをされておりますさくら祭りにつきましては、かなり厳しい財政の中でほとんど自馬力で地域の方が努力して頑張ってみえます。ここを何とかひとつプラスアルファを考えていただけるといいのかなというふうに思います。

それから、くしくもこれは実はないしょで大平課長さんに聞いたんですが、そういえば冬には梅まつり、春にはさくら祭り、秋にはふれあいまつりがありますねと。夏祭りがありませんね。そこで、私も盆踊りと簡単に言いましたけれども、盆踊りを夏祭りとして位置づけて、安八町には4シーズンにまたがってお祭りがあるよと、こういうふうに目新しい祭りをつくっていただけるとすばらしいのかなと思ってみたりしておりますが、これはあくまでも

要望でございますので、イエス・ノー、やります・やりませんという返事は今すぐ出ないと思いますが、その点についてお考えがもしあればお聞きしたいと思います。

議長 答弁、大平共美君。

企画調整課長 小川議員の再質問につきまして回答をさせていただきます。

1つ目のふれあい活動助成金の拡充につきましては、現状では活用していただいている地区もございます。予算の制約はございますが、地域のふれあいコミュニティーの振興を図るため、御活用いただければと思います。

また、機運が全町的に高まるように、町としましてもPRをしていきます。いろんな活動が各地区で活発になってきました折には、予算的にも検討をさせていただきたいと考えております。

2つ目のさくら祭りへの助成金につきましては、現在、さくら祭りは地区の主体で行っていただいております。今後ともより多くの人に御来場していただけるよう、町といたしましても協力させていただきます。

今後は、地区との協議をさせていただき、新しい催し物などを取り入れていただく際には、助成金の見直しなども検討させていただきたいと考えております。

3つ目の新たなイベントの創設につきましては、町の主導では継続的なイベントは難しい面もございますので、関係者及び関係団体等の皆様方と協議、調整をさせていただきまして、継続的に開催できるよう考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上で、小川議員の再質問につきましての回答とさせていただきます。

〔5番議員挙手〕

議長 小川文雄君。

5番 ありがとうございます。

結構細かく御助言をいただきました。今のお話が、言葉は悪いですけど、リップサービスで終わることのないように、ひとつ御検討いただきたいというふうをお願いをいたしまして、質問を終わります。ありがとうございます。

議長 御苦労さんでした。

続きまして、3番 西松巖君。

3 番 議長の許可をいただきましたので、質問に入らせていただきます。

今回は、長良川株式会社ゴルフ場明け渡し裁判についてであります。

今回の質問は、8月17日の全員協議会で質問させていただいたときの答弁をもとに質問させていただきます。

前文は省略させていただき、最初から5点についてお聞きします。

1点目、今度の裁判で、安八町にとって、町のイメージはよくなると思われませんか。

私は、よくなるどころか、はかり知れないイメージダウンになるのではと心配しています。今後の我が町への企業誘致などに大きな影響が出るのではと思われます。町長の見解をお聞きします。

2点目、安八町町民にとって、この裁判はメリットがありますか。

私は、メリットは何もなく、失うもののほうが多過ぎると思います。長良川株式会社28年度ゴルフ場決算報告書を見せてもらうと、1. ゴルフ利用税約538万円、租税公課、町の税金分約30万円、借地料約1,117万円、町の保有しているゴルフ場株が資産がなくなりますので約655万円、今回の裁判費用約230万円、合わせて2,570万円となります。

今回の裁判で約2,570万円近くの減収、損失が見込まれます。今後、安八町は約2,570万円以上の利益を生み出すことができるんですか。もしできなければ、町民の理解を得ることはできません。直接裁判をするのは無理ではと思います。それよりも長良川カントリークラブと十分な話し合いが必要と考えます。

一般の皆さんからは、2,570万円の大金を失ってまで何を始める気なのか、町、議会は何をしているのかとお叱りを受け、町民の税金を使ってまで裁判をして、損金が出たときは誰がその責任をとるのかと、正論で町、議会に求められることは間違いありません。

8月17日の全員協議会の質問のとき、対応、責任のとり方で、裁判の前に今後の費用などを明確にしてからでないとは私は承認できませんとはっきり申しました。きょう現在、対応、責任の問題に何も取りまとめを決めていないので、私は今回の町の裁判条例案には賛成しかねます。

3点目、議会との約束事、取り決めは守られていますか。

さきの一般会計から2,000万円補填したとき、問題は解決しております。

今後は、ゴルフ場関係には二度と一般会計からお金を出さないことになって
います。これには町長も理解しています、承知していますとはっきり言われ
ました。町民の方々からの声には、補填金と裁判費用は別物である、補填金
と裁判費用もゴルフ場関係だから同じである、町長は町民の皆さんにどのよ
うに説明されますか。

4点目、町顧問の川島弁護士は、最終的には強制執行しますと言われまし
た。町長は、強制執行できると思いますか、少し難しいと思われませんか、ど
ちらですか。

最後に5点目、安八町とゴルフ場の地権者との契約は現在どのようになって
いますか。

私は詳しい内容は聞いていないので、ゴルフ場の地権者との契約内容につ
いてお伺いします。町は、今後、ゴルフ場とは関係なく、地権者に払い続け
ることになっているのですか。

以上、5点についてお聞かせ願います。

私は、今度のゴルフ場明け渡し裁判にはどうしても理解できない点が2つ
あります。

1つ目、長良川株式会社平成28年度決算報告書を見る限り、ゴルフ場側に
何の落ち度もないように思えます。落ち度のないゴルフ場に対して、安八町
が直接相手取って裁判する理由がわかりません。

2つ目、安八町と町民の利益が何も見えてこない。かつ、町の発展向上に
結びつかない。失うものが大き過ぎます。ゴルフ場利用税、税金、借地料の
減収、近隣の自治体、地元企業からの信用などです。

私も議会議員の一人として安八町議会の役目を思うとき、それは安八町町
民の生活向上にはかならない明るいまちづくりです。念願だったスマートイ
ンター完成を目前にして、夢あるまちづくりには企業誘致は絶対に必要不可
欠であります。そんなときに自治体が地元企業と裁判などで争うようなこと
はあってはならないと思います。いかなる困難なことでも、話し合いで必ず
解決できることを私は信じています。

以上で私の質問を終わります。町長、よろしく願います。

議 長 町長 堀正君。

町 長 それでは、西松巖議員の長良川株式会社ゴルフ場明け渡し裁判に関する御

質問につきましてお答えさせていただきます。

訴えの提起に関する議案の審査を初日に付託しました総務産建委員会では、長良川株式会社のゴルフ場敷地の明け渡しを求める訴訟提起を全会一致で議員の皆様から承認いただきました。西松巖議員にも賛成をいただきましたが、議員の皆様の御意見の中には、負の遺産をここで整理すべきであるとの意見も頂戴をいたしました。

そのような過程を踏み、ここで本日、定例会最終日の本会議を迎えておりますが、先ほどの質問の中で、裁判する理由がわかりません、地権者との契約はどのようになっていますかなどの意見、質問をいただきました。さらには、条例案には賛成しかねますとも発言をされましたが、今日まで逐一報告、議論を重ねてきた中で、大変理解に苦しんでおるところでございます。

質問の順に沿ってお答えすべきかもしれませんが、まずこの質問全体の中の後段にある2つの理解できない点の1点目につきまして、なぜ訴訟を提起するのかを改めて簡単に説明させていただきます。

長良川株式会社が経営する安八カントリーゴルフ場は、昭和54年に営業が開始されております。

土地の賃貸借は、地権者と長良川株式会社との直接契約ではなく、安八町が地権者から借り受け、それを長良川株式会社に又貸しする3者契約の形態がとられ、現在まで至っております。

景気が好調のときは利用者も現在の約1.5倍の年間4万人を大きく超えるときがありましたが、景気の減退などにより、昨今はゴルフ人口も減少し、これに伴い経営状況も厳しくなっております。

これまで土地賃貸借契約更新時には、賃料の折り合いがつかず、難航したときもありましたが、長良川株式会社、地権者とも何とか御理解をいただき、契約を更新してきました。

しかしながら、さきの賃貸借契約期間中、これは平成24年6月から平成29年5月、ことしの5月末まででございますが、長良川株式会社より2度にわたり賃料減額の申し出が出されました。

1回目では、調停により賃料を半額にする内容で合意に至りました。

2回目の申し出、これは昨年6月でございます、この2回目の申し出に対しましても調停を受け入れ、調整を進めてまいりました。

これに対し町からは、前回の減額から間がないことや賃料の減額に応じる諸情勢の大幅な変動は認められないこともありまして、約1年おくれとなりますが、ことしの平成29年3月までに賃料を納めてくださいと。納めていただかなければ、次期契約の協議には応じられません、そして原状に復して明け渡してくださいと主張をしてきました。長良川株式会社からは、平成29年3月までには全額納付するとの意思が伝えられました。

町では、納付され次第、次期契約の更新の話し合いの場に臨む心づもりでおりましたが、しかしながら実際には3月までに一部だけが支払われ、残りは4月に入ってから納付となりました。

長良川株式会社の意思が誠実に履行されなかったこともあり、町では地権者の皆様とも話し合いをさせていただきまして、結果としてやむなく長良川株式会社に対して契約の更新はしない旨、また原状に戻して明け渡しする旨を通知することといたしました。

引き続き6月1日以降もゴルフ場は営業を続けておりますが、これは不法占拠に相当すると思われまます。安八町側からは、速やかに原状に復した上での明け渡しを求めるため、訴訟を提起するものであります。

以上のことは、決算報告書には書いてありません。決算報告書ではわかり得ることではありません。今まで議会の皆様方にも逐一報告させていただいております。

それでは、前段の5点の質問に対し、お答えをさせていただきます。

まず1点目の、安八町にとって、町のイメージはよくなると思われまますかについてでございますが、訴訟を提起することでイメージがよくなることは考えにくいと思ひます。むしろ悪くなることは否めないと思ひております。

しかし、これまでの調停などの経緯を踏まえると、先を見据えて、本質的、抜本的な解決を目指すには司直の手に委ねることが最良であると判断をさせていただきました。早期に解決し、信頼回復、イメージアップに努めていきたいと考えております。

2点目の、安八町町民にとってメリットはありますかについてでございます。

西松議員は、失うもののほうが多過ぎるとの御指摘でございます。確かに、訴訟となれば、時間的、労力的にも束縛され、メリットはないと思ひます。

しかし、西松議員が減収額、損失額として御提示されておられます借地料1,117万がお約束どおり納めていただけなかったもので、訴訟を提起するものでございます。

また、御質問の中で責任にも触れられておりますが、後世への禍根を断つことが私の責任であると考えております。

3点目の、議会との約束事、取り決めは守られていますかについてでございますが、町費の支出に関する御質問であります。このたびの訴訟は安八のまちづくり、さらには河川利用計画の再検討にもかかわるものと認識しております。裁判費用などは最少になるよう、顧問弁護士の判断、指導を仰いで進めさせていただきます。どうか御理解いただきますようお願いいたします。

4点目の、議会全員協議会で顧問弁護士が最終的には強制執行しますと言われたことについてでございますが、顧問弁護士にも再度確認をいたしました。これは法的な一般例として言われたことでございます。

一般的に、明け渡すには、占有の移転と建物を収去しなければなりません。本来は明け渡す側が行うものでありますが、行わない場合、町のほうで強制執行、建物収去などを行い、その費用を明け渡す側へ請求するというところでございます。

最後の5点目、現在の安八町とゴルフ場の地権者との契約について、今後、ゴルフ場とは関係なく地権者に払い続けることになっているのでしょうかについてでございます。

法律的には、さきの契約と同じ内容で更新されるということになります。したがって、賃料も発生しておりますが、地権者の皆様方との話し合いにより、猶予いただいている状況にあります。

最後に、後段の2点目、安八町と町民の利益が何も見えてこない、町の発展向上に結びつかない、失うものが大き過ぎるとの御意見でございますが、以前より、スマートインターチェンジも完成し、身近で手ごろなゴルフ場として共存、共栄できればと考えておりました。しかし、ここに至りましては、その思いもかなわないような状況になりました。訴訟により早期にこの問題の解決を図り、安八町の発展につながるような施策を取り入れていきたいと考えています。

どうか御理解いただきますようお願い申し上げます、西松巖議員への回答とさせていただきます。

〔3番議員挙手〕

議長 西松巖君。

3番 町長、答弁ありがとうございます。

しかしながら、今まで全員協議会においても裁判での相手側の、ゴルフ場側の情報が正直何一つありませんでした。町は議会に相手の言い分などの説明がなく、何も知らせてくれません。

そこで、私は自分なりに調べてみました。周りのカントリークラブの借地料はどれくらいか。ある自治体が、ゴルフ場の借地料として10円以下、9円弱で契約していました。ここにその資料があります。

この自治体がなぜこのような価格で決めたのか、自分流で考えてみました。ヒントは、我が町、安八町にありました。安八町の標準小作料は4.5円です。4円50銭です。ゴルフ場の50円の10分の1以下です。この価格、4.5円は、ばか安かといえば、そうでもない。なぜなら、安八町農業委員会が認めています。土地を貸している農家全員が受け入れています。

この背景には時代の流れがあると思います。私たち子供のころは、1町5反あればお大尽で金持ちでした。1町5反の米代金で家族を養い、子供を育て、上の学校にも入れることができた、そんな時代だった。今日の1町5反は約150万円ぐらいにしかならない。家族さえも養えない。農家の方々はわかってみえる。自分たちで田畑を守っていけない。営農組合にお願いするより仕方がないと、4円50銭で我慢してみえる。9円で契約した自治体も、安八町の農家の皆さんと同じように、時代の流れを受け入れられたんだろうと。

さきにお話しした9円の単価は、標準小作料の4.5円の2倍で、安くはない。今度の裁判が始まれば、4.5円の農家の方々も一般町民も裁判の成り行きは大いに興味を持たれることとなります。私は、安八町の50円対自治体の9円、ゴルフ場地権者の50円対安八町農家の4.5円、どちらがどうのこうのは裁判官でないので何も言えませんが、話し合いの余地はあると思います。

最後に、私は裁判に入る前に対応と責任の取り決めができていないので賛成しかねると言いましたが、裁判に入れば、議会議員10人の1人として協力します。また、裁判中に想定外の出来事があり、責任問題が生じ、議会にも

責任が及んだときは、どのようなことであろうと私は責任をとります。私の立場を明確にして、質問を終わります。

議長、答弁はいいです。これで終わります。ありがとうございました。

議長 御苦労さんでした。

以上で一般質問を終わります。

ここで暫時休憩をいたしまして、1時30分から再開をいたしたいと思しますので、よろしくお願いをいたします。御苦労さんでございました。

(午後0時10分 休憩)

(午後1時30分 再開)

議長 再開をいたします。

議長 日程第3、委員会報告を行います。

議事に入る前に、付託事件を審査していただきましたので、報告を求めます。

まず初めに、スマートインターチェンジ建設促進特別委員会の報告を求めます。

委員長 渡邊明博君。

10番 それでは、スマートインターチェンジ建設促進特別委員会の委員会報告を行います。

安八町議会議長 山中美恵子様。委員長 渡邊明博。

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告をいたします。

記といたしまして、日時は平成29年9月8日金曜日、午後1時15分から。

出席者、委員全員、関係執行部全員でございます。

付託事件及び審査の結果、議第37号 平成29年度安八郡安八町一般会計補正予算（第2号）並びに認定第1号 平成28年度安八郡安八町一般会計歳入歳出決算の認定について審査をいたしました。審査の結果、当委員会にかかわる部分について、全員一致で原案どおり承認をいたしました。

少数意見の留保の有無はありません。

その他ですが、スマートインターチェンジの進捗は順調に行われ、安八スマートインターチェンジが来年の3月には完成する予定であります。イベン

トに関しましては、今後、執行部ともども検討をするというようなことで終わりました。

以上で委員会報告を終わります。

議長 引き続きまして、議会改革特別委員長、総務産建委員長 古澤榮一君。

8 番 それでは、議会改革特別委員会と総務産建の報告をさせていただきます。

安八町議会議長 山中美恵子様。議会改革特別委員会委員長 古澤榮一。

本委員会における事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記1. 日時、平成29年9月8日金曜日、午後1時55分から。

2. 出席者、委員全員及び議会事務局長。

3. 事件及び審査の結果。

前回の6月議会の会期中に開かれた、当委員会での検討課題として上げられました今後の議会報告会の進め方、あり方について協議をしました。

同じ安八郡内で議会報告会を開催している神戸町議会の取り組み事例を参考にしながら、話し合いを行いました。

神戸町議会は、平成26年度から報告会を校区ごとに開催していましたが、参加人員の減少等により、平成28年度から会場を1つにした開催で行われていました。また、報告内容も常任委員会、特別委員会ごとに事業の説明をされておりました。

このようなことから、今後の安八町議会としての報告会の方向性は、当面は現行どおりの結、名森、牧地区の3会場で開催し、また報告内容も議会での活動報告を中心にし、また若い人たちをいかに集客できるような魅力のある内容にしていかなければならないことを確認いたしました。

また、当委員会で懸案事項となっております委員会の傍聴の件について、費用対効果の観点で協議をしました。

少数意見の留保の有無はございません。

その他、ありません。

以上でございます。

続いて、総務産建常任委員会の報告をいたします。

安八町議会議長 山中美恵子様。総務産建常任委員会委員長 古澤榮一。

本委員会における事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規

則第77条の規定により報告します。

記1. 日時、平成29年9月13日水曜日、午前10時00分から。

2. 出席者、委員全員、関係執行部全員。なお、傍聴者は当委員会所管の関係課の係長の皆さん。

3. 付託事件及び審査の結果。

議第33号 訴えの提起については、堀町長より、長良川株式会社が経営する安八カントリーゴルフ場について、オープン当初から今回の提訴に至るまでの経過説明がありました。委員からは、訴訟に当たっての見通しや訴訟費用に関する質疑等が行われました。審査の結果、全員賛成で原案どおり承認いたしました。

また、議第34号 安八町空家等の適正管理に関する条例制定について、議第35号 安八町個人情報保護条例の一部を改正する条例制定については、全員一致で原案どおり承認いたしました。

また、議第37号 平成29年度安八郡安八町一般会計補正予算（第2号）並びに認定第1号 平成28年度安八郡安八町一般会計歳入歳出決算の認定について、認定第4号 平成28年度安八郡安八町水道事業会計決算の認定について、認定第5号 平成28年度安八郡安八町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について審査いたしました。審査の結果、当委員会にかかわる部分について、全員一致で原案どおり承認しました。

また、本定例会初日（9月8日）の開会前に開かれました議会運営委員会で、道路整備事業に係る補助率等の嵩上げ措置の継続を求める意見書の取り扱いについて、会期中の総務産建常任委員会での協議となりました。審査の結果、全員一致で、本定例会最終日（9月21日）に議員提案として本意見書を提出することになりました。

4. 少数意見の留保の有無、なしでございます。

5. その他、現地視察として、議会初日（9月8日）に安八浄化センターの建設工事委託に関する協定を締結する議決をいたしました。そこで、安八浄化センターを視察し、今回発注する建設工事内容の説明をいただきました。以上でございます。

議長 続きまして、民生文教委員長 碓井昭夫君。

2番 それでは、民生文教常任委員会の報告をさせていただきます。

議会議長 山中美恵子様。委員長 碓井昭夫。

本委員会における事件は、審査の結果、次のとおり決定しましたので、会議規則第77条の規定により報告をいたします。

記としまして、日時でございますけれども、平成29年9月12日火曜日でございます。時間は午前11時から。

出席者は、委員全員と関係執行部全員でございます。なお、傍聴者は当委員会所管の関係課の係長の皆さん。

付託事件及び審査の結果でございます。

議第36号 安八町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定につきましては、全員一致で原案どおり承認をいたしました。

また、議第37号 平成29年度安八郡安八町一般会計補正予算（第2号）並びに議第38号 平成29年度安八郡安八町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）、議第39号 平成29年度安八郡安八町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）、認定第1号 平成28年度安八郡安八町一般会計歳入歳出決算の認定について、認定第2号 平成28年度安八郡安八町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第3号 平成28年度安八郡安八町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを審査いたしました。審査の結果、当委員会にかかわる部分につきましては、全員一致で原案どおり承認をいたしました。

少数意見留保の有無でございますけれども、ございません。

その他につきまして、現地視察をいたしました。6月の委員会でも視察をいたしました結小学校の施設整備の箇所の視察でございます。6月のときには予定でございましたけれども、夏休み期間中に空調設備及びトイレ改修が完成しましたので、それを視察し、設計業者並びに施工業者より説明をいただきました。

以上、説明を終わります。

議長 以上で委員会報告を終わります。

議長 日程第4、議第33号 訴えの提起についてを議題とします。

本件について、質疑を行います。

〔「質疑なし」の声あり〕

議 長 質疑を打ち切り、討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議 長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第33号は原案どおり可決しました。

議 長 日程第5、議第34号 安八町空家等の適正管理に関する条例制定についてを議題とします。

本件について質疑を行います。

〔「質疑なし」の声あり〕

議 長 質疑を打ち切り、討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議 長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第34号は原案どおり可決しました。

議 長 日程第6、議第35号 安八町個人情報保護条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

本件について質疑を行います。

〔「質疑なし」の声あり〕

議 長 質疑を打ち切り、討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議 長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第35号は原案どおり可決しました。

議 長 日程第7、議第36号 安八町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事

業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

本件について質疑を行います。

〔「質疑なし」の声あり〕

議 長 質疑を打ち切り、討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議 長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第36号は原案どおり可決しました。

議 長 日程第8、議第37号 平成29年度安八郡安八町一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

本件について質疑を行います。

〔「質疑なし」の声あり〕

議 長 質疑を打ち切り、討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議 長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第37号は原案どおり可決しました。

議 長 日程第9、議第38号 平成29年度安八郡安八町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本件について質疑を行います。

〔「質疑なし」の声あり〕

議 長 質疑を打ち切り、討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議 長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第38号は原案どおり可決しました。

議 長 日程第10、議第39号 平成29年度安八郡安八町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本件について質疑を行います。

〔「質疑なし」の声あり〕

議 長 質疑を打ち切り、討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議 長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第39号は原案どおり可決しました。

議 長 日程第11、認定第1号 平成28年度安八郡安八町一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

本件について質疑を行います。

〔「質疑なし」の声あり〕

議 長 質疑を打ち切り、討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議 長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり認定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、認定第1号は原案どおり認定することに決定をいたしました。

議 長 日程第12、認定第2号 平成28年度安八郡安八町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

本件について質疑を行います。

〔「質疑なし」の声あり〕

議 長 質疑を打ち切り、討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議 長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり認定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、認定第2号は原案どおり認定することに決定をいたしました。

議 長 日程第13、認定第3号 平成28年度安八郡安八町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

本件について質疑を行います。

〔「質疑なし」の声あり〕

議 長 質疑を打ち切り、討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議 長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり認定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、認定第3号は原案どおり認定することに決定をいたしました。

議 長 日程第14、認定第4号 平成28年度安八郡安八町水道事業会計決算の認定についてを議題といたします。

本件について質疑を行います。

〔「質疑なし」の声あり〕

議 長 質疑を打ち切り、討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議 長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり認定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、認定第4号は原案どおり認定することに決定をいたしました。

議 長 日程第15、認定第5号 平成28年度安八郡安八町公共下水道事業特別会計

歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

本件について質疑を行います。

〔「質疑なし」の声あり〕

議長 質疑を打ち切り、討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり認定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、認定第5号は原案どおり認定することに決定をいたしました。

議長 日程第16、議第40号 結小学校エレベーター設置工事の請負契約についてを議題といたします。

提案説明を求めます。

学校教育課長 河合一君。

学校教育課長 日程表17ページをお願いいたします。

議第40号につきまして、議案の朗読並びに御説明申し上げます。

議第40号 結小学校エレベーター設置工事の請負契約について。

次のとおり、結小学校エレベーター設置工事の請負契約を締結するものとする。

平成29年9月21日提出、安八郡安八町長。

記といたしまして、1. 契約の目的、結小学校エレベーター設置工事、2. 契約の方法、指名競争入札、3. 契約の金額、6,199万2,000円、4. 契約の相手方、岐阜県安八郡安八町大森441番地、竹内建設株式会社、代表取締役竹内正明。

学校施設の環境改善として、肢体不自由児の教育の機会均等並びに高齢者の来校や避難所としての機能を有効に果たせるよう、バリアフリー化の推進を図るため、結小学校にエレベーターを設置し、3月末までの工期を予定しております。安八町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得、または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

以上、御審議賜りますよう、よろしくお願いいたします。

議 長 本件について質疑を行います。

〔「質疑なし」の声あり〕

議 長 質疑を打ち切り、討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議 長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第40号は原案どおり可決しました。

議 長 日程第17、議第41号 水道管理棟兼配水ポンプ場新設工事の請負契約についてを議題といたします。

提案説明を求めます。

建設課長兼スマートインターチェンジ建設推進室長 岡田立君。

建設課長兼S I C建設推進室長 それでは、19ページをお願いいたします。

議第41号につきまして、議案の朗読並びに御説明を申し上げます。

議第41号 水道管理棟兼配水ポンプ場新設工事の請負契約について。

次のとおり、水道管理棟兼配水ポンプ場新設工事の請負契約を締結するものとする。

平成29年9月21日提出、安八郡安八町長。

記といたしまして、1. 契約の目的、水道管理棟兼配水ポンプ場新設工事、2. 契約の方法、指名競争入札、3. 契約の金額、3億240万円。4. 契約の相手方、岐阜県大垣市神田町2丁目55番地、T S U C H I Y A ・高田特定建設工事共同企業体、代表者 T S U C H I Y A株式会社、代表取締役社長 土屋智義。

この工事は、現水道管理棟の老朽化等に伴いまして、新たに管理棟兼配水ポンプ場を新設するものでございます。

工期は来年3月末を予定しております。

この工事請負契約に当たり、安八町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得、または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

以上、御審議賜りますようよろしくお願いいたします。

議 長 本件について質疑を行います。

〔「質疑なし」の声あり〕

議 長 質疑を打ち切り、討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議 長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第41号は原案どおり可決しました。

議 長 日程第18、議第42号 意見書第1号 道路整備事業に係る補助率等の嵩上げ措置の継続を求める意見書についてを議題といたします。

提案説明を求めます。

提出者、渡邊明博君。

10番 発案書。議第42号 意見書第1号 道路整備事業に係る補助率等の嵩上げ措置の継続を求める意見書について。

道路整備事業に係る補助率等の嵩上げ措置の継続を求める意見書について、別紙のとおり発案する。

平成29年9月21日提出。提出者、安八町議会議員 渡邊明博。賛成者、安八町議会議員 岩田讓治、古澤榮一、小川文雄、碓井昭夫、以上4人の議員であります。安八町議会議長 山中美恵子様。

それでは、朗読をもって説明にかえさせていただきます。

道路整備事業に係る補助率等の嵩上げ措置の継続を求める意見書。

道路は、産業振興や観光交流により地域経済や地域の発展を支えるとともに、災害時には命を守るライフラインとして機能するなど、地域の活力・住民の安全・安心のためには、なくてはならない重要な社会基盤である。

本町は、東西を揖斐川と長良川によって隣接市町と分断されており、岐阜市や大垣市、羽島市方面への道路混雑が著しく、交通上の支障となっている。その対策としての県事業「大垣江南線―長良川新橋工区」に数十年の要望の結果、ようやく着手いただいたばかりである。また、町の地方創生の取り組みとして、名神高速道路へのスマートインターチェンジ接続工事を実施中である。広域的幹線道路への整備が整いつつあるため、今後は広域幹線道路整

備に伴う自動車の動線変化に対応した道路網整備を行い、企業誘致の推進、住民の定住化を図り、生活に密着した道路・歩道・交差点の整備を進めていかななくてはならない段階である。

このようなことから、「道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」（以下、「道路財特法」という。）の規定に基づく補助率等の嵩上げ措置が平成29年度末で期限切れとなり、平成30年度から地方負担が増加することとなれば、自治体運営、道路整備のさらなる遅延、地方創生の推進に大きな影響が生じることとなる。

よって、国においては、道路財特法の補助率等の嵩上げ措置については、平成30年度以降も継続するとともに、必要な道路整備の推進が図れるよう、さらなる拡充等の措置を講じることを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年9月21日、岐阜県安八郡安八町議会。

意見書の提出先といたしまして、衆議院議長 大島理森様、参議院議長 伊達忠一様、内閣総理大臣 安倍晋三様、財務大臣 麻生太郎様、国土交通大臣 石井啓一様、総務大臣 野田聖子様。

以上でございます。御審議のほどよろしく願いをいたします。

議長 本件について質疑を行います。

〔「質疑なし」の声あり〕

議長 質疑を打ち切り、討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、議第42号 意見書第1号は原案どおり可決しました。

以上で、本定例会に提出されました案件は全て議了いたしました。

これをもちまして平成29年第3回安八町議会定例会を閉会といたします。

御苦勞さんでございました。ありがとうございました。

（閉会時間 午後2時00分）

上記のとおり会議の次第をここに記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成29年9月21日

議 長 山 中 美 恵 子

議 員 古 澤 榮 一

議 員 渡 邊 明 博